



《釈文》

出ニ置知行一之事

合百五拾石者

右永代可令ニ

所務一者也、仍

如レ件

寛永九年 壬申

八月朔日 氏鉄(黒印)

若林三太夫とのへ

《読み下し》

知行出し置くの事

合せて百五拾石は

右、永代所務せしむべき

ものなり、仍つて

件のごとし

寛永九年 壬申

八月朔日 氏鉄(黒印)

若林三太夫とのへ

《用語》

【知行】江戸時代、幕府・藩が家臣に俸禄として土地を支給したこと。また、その土地。領地。采地。

【所務】年貢を収納することやその年貢をいい、さらにこれに関連して不動産物権を管理する行政的処置も含めて用いられた。

【氏鉄】戸田氏鉄(とだうじかね、一五七六～一六五五年)。江戸時代前期の大名。天正四年(一五七六)生まれ。戸田一西(かずあき)の長男。父の跡をついで近江国(滋賀県)膳所(ぜせ)藩主となり、摂津国尼崎藩(兵庫県)藩主をへて、寛永十二年美濃国(岐阜県)大垣藩主となる。戸田家初代。十萬石。同十四年島原の乱に松平信綱とともに出陣。承応四年(一六五五)二月十四日死去。八十歳。三河国(愛知県)出身。初名は重氏。

《解説》

摂津国尼崎(現兵庫県)城主戸田氏鉄(一五七六～一六五五年)が若林三太夫に一五〇石を与えた文書です。

戸田氏鉄は徳川家康の家臣で、尼崎を経て寛永十二年(一六三五)美濃国大垣(現岐阜県)十萬石を与えられています。若林三太夫の父又左衛門は、慶長年間に多賀谷家を去り、戸田家に仕官しました。三太夫は承応二年(一六五三)年大垣を退去し、寛文年間(一六六一～一六七三)に松平大和守家に仕えたとみられています。子孫は、以後松平大和守家に従い、各地を移動し最終的に前橋藩士として明治維新を迎えています。